

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和7年8月6日

富山市長 藤井 裕久

### 1 随意契約の内容

#### (1) 件名

とやま市農政だより第45号配布業務委託

#### (2) 提供を受ける役務の内容

封入・宛名等シール貼り・仕分け・発送

#### (3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

### 2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内（富山地域）に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和7年8月18日午前10時

#### (2) 提出先

農林水産部農政企画課